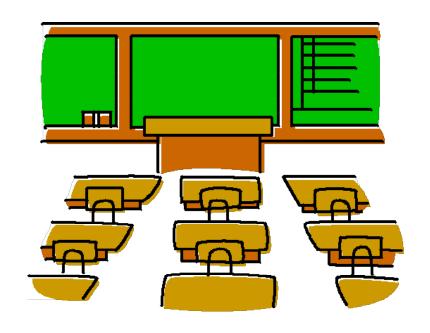
# 学校いじめ防止基本方針



平成29年4月
小山市立豊田南小学校

#### はじめに

いじめのない豊南小にするために

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長 及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせ るおそれがあるものである。

こうしたことを重く受け止め、いじめを防止し、早期に発見、適切に解決に導いていける学校の指導体制を一層強化するとともに、学校のみならず保護者や地域社会、関係機関等が一体となって、いじめの問題に対処できる仕組みづくりを推進していくことが重要である。

そこで、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、児童が安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

#### 〇豊南小目標

「子どもの権利・人権が守られ、全員にその意識が定着している学校」を目指します。

〇豊田学区いじめ防止スローガン

「優しい気持ちと勇気をもって いじめをしない 起こさせない」

# 1 いじめの防止等の基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけではなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、まさに<u>重大な人権侵害</u>である。全教職員が、いじめは、絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することとなる。

そのためには、学校として常に教育活動全般において生命や人権を大切にする教育を実践することや、教職員が、児童一人一人が多様な個性を持つかけがえのない存在であることを強く認識し、児童の人格のすこやかな成長・発達を支援するという児童観、教師観に立ち指導を徹底することが重要である。

本校では目指す学校像として、「楽しく明るく美しい学校」を掲げている。このことは、いじめをうまない土壌作りそのものであり、「やさしい子ども、かしこい子ども、たくましい子ども」の学校教育目標達成のために、知・徳・体の調和のとれた全人教育をすすめている。

また、小中一貫教育の推進は、学校や家庭、地域社会の連携により、児童の健やかな成長の ために行われている。このような様々な取り組みを生かしながら、ここに学校基本方針を定め る。

# (2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に以下の様に定められている。

「いじめとは児童等に対して、当該児童等在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

#### (3) いじめの理解

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む事が大切である。また、教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う事が必要不可欠である。

#### (4) 本校教職員の基本姿勢

# すべての教職員でいじめの問題に取り組みます。

- 子どもの権利、人権が守られ、全員にその意識が定着している学校経営を目指します。
- ・いじめはどの児童にも起こりうるものであるという危機意識を常に忘れません。
- ・いじめは人として決して許される行為ではないということを児童の心に届けます。
- 一人一人を大切にした、分かる授業に努めます。
- 児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努めます。
- 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育の充実を図ります。
- どんな些細なことも見逃さず、児童一人一人の変化に気づく感覚を大事にします。
- 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を大切にします。
- ・いじめ問題についての理解を深め、自己の人権感覚を磨きます。
- ・問題を一人で抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識を持ちます。

# 2 いじめ防止等の組織

(1) 学校いじめ防止対策委員会の設置

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭を構成員とする。必要に応じて当該担任等を加える。

#### (2)役割

- ①本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発を行う。
- ②いじめの相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係児童、保護者 への対応等について協議する。
- ③いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行う。
- ④いじめ防止対策についての取り組みの検証と改善を行う。

# 3 いじめの未然防止

学校教育全体を通じて、「いじめは人間として絶対に許されない」ということを児童一人一人に強く認識させることが大切である。他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うことができるようにする。また、学校には「学校管理下において児童の心身の安全を守る責務がある」ことを全

教職員が肝に銘じることが大切である。

#### ○具体的な取組

- ・いじめ防止強調週間(5月28日を含む週)の実施(校内いじめゼロ集会)
- わかる授業づくり
- 道徳教育や人権教育の充実
- ・体験活動の充実(絆づくり)
- ・学級経営の充実(居場所づくり)
- ・読書活動の推進
- 体育活動や音楽活動等の推進

#### 4 いじめの早期発見

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことが大切である。また、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するようにする。

#### ○具体的な取組

- アンケート調査「おはなしカード」や「わたしのクラス」の実施
- ・教育相談の実施
- ・生活ノート、連絡帳の活用
- 「児童理解」研修の実施

# 5 いじめへの早期対応

学校で発見したり保護者から相談を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

# ○家庭や地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すためには、学校と家庭や地域との連携は必要不可欠である。そのため学校のいじめ防止への取り組みを保護者や地域住民にも周知し、理解と協力を得るよう努めるようにする。さらに、また、PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進することが必要である。

# ○関係機関との連携

いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所等)との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

# 6 いじめ防止取り組みの年間計画

月	いじめ防止	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者や
	対策委員会			地域との連携
通	• 委員会開催	• 校長講話	・健康観察の実施	• 安全木゛ランティアとの連携
年	・情報の収集	・道徳教育の充実	・担任の個別相談	
	・対応策の検討	・体験活動の充実	・こころのポスト	
		・分かる授業の充実		
		・安全教育の充実		
4	・基本方針の確認	・学級開き	• 身体計測	• PTA総会基本方針説明
			• 家庭訪問	• 授業参観学級懇談
				• 家庭訪問
5	• 職員研修	• いじめ防止強調週間	・QU検査と分析	• 豊田地区青少年健全育成連絡協議会
	「児童理解」			
6		・いじめゼロ集会	・アンケート	• 授業参観学級懇談
			(おはなしカード)	• 学校評議員会
			• 教育相談	
7				• 個人面談
8	• 職員研修			•人権講演会
9	• 職員研修		• 身体計測	
10			・アンケート	• 豊田地区青少年健全育成連絡協議会
			(おはなしカード)	
			• 教育相談	
11		• 心を育てる学校教育の日	・QU検査と分析	
12		• 人権週間	• 学校評価	• 学校評価保護者アンケート
				• 授業参観学級懇談
1	<ul><li>取組アンケート(全教職員)</li></ul>		• 身体計測	
			・アンケート	
			(わたしのクラス)	
			• 教育相談	
2	•自己評価			• 授業参観学級懇談
				• 学校評議員会
3	・基本方針見直し			• PTA理事会

# 7 重大事態への対応

# (1) 重大事態の意味

- 〇いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・児童等が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合等
- 〇いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 〇児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

# (2) 重大事態の対応

#### 〇報告

重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告するとともに、教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

# 〇調査

関係機関及び上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を速やかに実施するとともに、調査結果についていじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

# 8 取り組みの評価・基本方針の改善

- いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に加え、自校の取組を評価する。
- PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- ・期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

附則 この基本方針は平成26年11月より実施する。